平成２２年（フ）第３１９号
長崎県佐世保市権常寺町416番地１　コプスヒルズ202号、旧住所長崎県佐世保市中原町10番10号
債務者　久光　治美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
長崎県佐世保市花高１丁目５番３―405号
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
長崎県佐世保市皆瀬町284番地、旧住所長崎県佐世保市下本山町1160番地59　Ｃ―104号
債務者　家本　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
長崎県佐世保市梅田町61番地３　ブルースカイ梅田102号、旧住所山口県周南市築港町12番１―302号
債務者　山浦　清一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
愛知県蒲郡市神明町21番６号
債務者　荒島智住代
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２９８号
愛知県豊橋市曙町字測点40番地の６
債務者　白井　暢予
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０７号
愛知県豊川市御油町美世賜281番地の１
債務者　川口由美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６５９号
静岡県浜松市中区旅籠町12番地　ホームズハタゴ306号
債務者　祝　　丽君
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生3148番地２、住民票上の住所栃木県塩谷郡塩谷町大字船生3148番地３
債務者　手塚　政子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２００７１号
東京都大田区中央６丁目21―14
破産者　山下　伸也
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４８４号
神奈川県相模原市緑区中野1263―８
破産者　長谷川　節
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６００１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1037―１―１―１―301
破産者　杉山　茂樹
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１１４号
東京都中央区東日本橋３丁目11番10号
破産者　株式会社扇松
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４００号
島根県益田市高津町ロ437―73、開始決定時の住所千葉県野田市木野崎2618―４
破産者　鈴木　祐司
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４７９号
神奈川県相模原市南区相模台５丁目６―18、開始決定時の住所神奈川県相模原市南区相南３丁目１―21
破産者　向井　美鈴
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２５２号
東京都小平市花小金井２丁目２―11―３
破産者　永野　好道
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６９１号
東京都町田市相原町1153―１　メゾーンＫ２―301
破産者　前田　佳紀
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部